

# 平成25年3月12日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日時	平成25年3月12日(水) 午後3時30分
場所	教育委員会室
開会	午後3時30分
閉会	午後4時40分
出席委員	
委員 長	横井利男
委員	雁部隆治
委員	鈴木みゆき
委員	阿部博道
教育長	横山信雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	小暮真人
庶務課長	岩佐一郎
学務課長	齋藤好正
指導室長	橋爪昭男
すみだ教育研究所長	渡部和美
生涯学習課長	金子しのぶ
スポーツ振興課長	中山賢治
あずま図書館長	村田里美

## 2 会議の概要

- **横井委員長** それでは教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は阿部委員にお願いいたします。

### 議決事項第1

議案第9号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** 減免とは、障害のある方たちが利用する場合などでしょうか。

- **あずま図書館長** 障害手帳など持っている方等が減免されます。
- **横井委員長** それでは、議決事項第1議案第9号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- **横井委員長** それでは、原案どおり改正いたします。

## 議決事項第2

議案第10号「墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** 西吾婦小学校と曳舟中学校は教育委員会の管理から離れるということですね。
- **庶務課長** はい。そのようになります。
- **横井委員長** それでは、議決事項第2議案第10号「墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- **横井委員長** それでは、原案どおり改正いたします。

## 議決事項第3

議案第11号「すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」の案件を上程し、生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** プラネタリウム館の改修は、具体的にホールを作るなど何か方向は決まっているのですか。
- **生涯学習課長** 今のところ、ドームは残したまま、ミニステージやミニシアターを検討しています。生涯学習団体から舞台での発表の場が足りないという意見が出ていますので、区民や生涯学習団体が利用できる施設の整備を考えています。プラネタリウム館は構造が複雑なので、詳細については、来年度の実施計画の中で検討したいと思っています。
- **阿部委員** 建物のデザインは、設計の人が著作権を持っていると聞いているが、プラネタリウム館の改修は許可がいるのですか。
- **生涯学習課長** 昨年度末に設計会社に確認をしまして、契約書のチェックをしました。特段、改修工事をするにあたっては、許可はいりません。ただ、ドームを撤去する場合は事前に連絡がほしいとのことでした。
- **阿部委員** はい。わかりました。
- **阿部委員** スカイツリーの見学は、墨田区内の小学生は毎年優先で見学できるのですか。
- **生涯学習課長** はい。区立小学校の4年生と6年生は見学できます。
- **横井委員長** 他に何かご質問はございませんか。
- **横井委員長** それでは、議決事項第3議案第11号「すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **横井委員長** それでは、原案どおり改正いたします。

#### 議決事項第4

議案第12号「墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則の一部改正について」の案件を上程し、スポーツ振興課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **阿部委員** どのような目的で改正するのですか。
- **スポーツ振興課長** 八広に設置しております屋外体育施設管理事務所の事務の機能をスポーツ振興課に移管をすることに伴い、規程を整える必要があります。屋外体育施設管理事務所の主な機能は、河川敷運動場の管理等です。この河川敷運動場の管理業務を今後はスポーツ振興課で行います。河川敷運動場は、国土交通省河川事務所との連絡調整等の業務があります。この業務をすべてスポーツ振興課で行うこととなります。
- **雁部委員** 管理事務所が3か所に増えたということで、一般の人の施設の貸し出しを申し込む場所が増えたということですか。
- **スポーツ振興課長** それぞれの施設の業務内容は従来どおりで、施設の貸し出しをスポーツ振興課の窓口でも受付します。利用者の皆様には利便性の向上になると考えています。
- **阿部委員** これにより、費用負担など予算は増えましたか。
- **スポーツ振興課長** この事務の移管に伴い、屋外体育施設管理事務所職員はスポーツ振興課に配置換えになります。従来行っていた屋外体育施設管理事務所の窓口業務は、委託により今後継続していきます。その経費を委託料に予算化した分、若干増加しました。
- **横井委員長** それでは、議決事項第4議案第12号「墨田区屋外体育施設管理事務所の設置及び処務に関する規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **横井委員長** それでは、原案どおり改正いたします。

#### 議決事項第5

議案第13号「幼稚園主任教諭及び小学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」の案件を上程し、指導室長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。以前の申し合わせにありましたように、もし個人的な問題で質疑がある場合は適宜秘密会にすることにしますので、そのような場合はおっしゃってください。一般的なご質問は、このまま進めます。
- **横井委員長** 校長先生については、感謝状はないのですか。
- **指導室長** 退職校長については、交付自体は区長になりますので、勤続年数に関わらず贈呈します。
- **横井委員長** それでは、議決事項第5議案第13号「幼稚園主任教諭及び小学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **横井委員長** それでは、原案どおり改正いたします。

## 議決事項第6

議案第14号「スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」の案件を上程し、スポーツ振興課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。これも先ほどと同じで人事に関することですので、個人に関することの異議がある場合は秘密会にします。
- **雁部委員** 感謝状の交付は就任期間10年以上が条件ですが、就任10年と34年では同じ表彰になるのですか。
- **スポーツ振興課長** 規程上は、10年以上ですので、そのほかの就任期間による区別はございません。感謝状はどちらも同一のものを考えています。ただし、記念品を贈呈しますので、若干そこで考慮をすることもできます。なお、4名のうち硬式テニスについては、旧曳舟中学校が施設開放で使えなくなることから、寺島中学校へ移動して行うことになる関係から、この指導員さんは、退任ということになりました。そういった意味では、このようなことも配慮すべきかと思えます。
- **雁部委員** 種目は全部テニスですが、後継者は大丈夫ですか。
- **スポーツ振興課長** 硬式テニスは、後任の指導員さんについて競技団体に推薦いただきました。また、ソフトテニスについては、最近の参加者が減少しているため、この種目を廃止したいと申し出があり、指導員3名が退任します。ソフトテニスの会場の廃止に伴い、硬式テニスの会場として使用する準備を進めています。
- **横井委員長** そうしますと、ソフトテニスはまったくなくなってしまうのですね。
- **スポーツ振興課長** 水曜の夜間はなくなります、日曜の午後は継続します。
- **横井委員長** 他に何かご質問はございませんか。
- **横井委員長** それでは、議決事項第6議案第14号「スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり贈呈いたします。

## 報告事項第1

「インフルエンザの発生状況について」、資料1のとおり学務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。なければ、次の報告事項2の説明をお願いします。

## 報告事項第2

「平成25年度区立小・中学校給食費について」、資料2のとおり学務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **横井委員長** 給食費の額を決定する場合は、隣接区の様子などを調べていますか。
- **学務課長** 23区全部を調べまして、墨田区は小学校・中学校・夜間学級とあるのですが、それぞれ低かったり、高かったりしますが、平均すると真ん中ぐらいの位置です。
- **横井委員長** 1食単価での徴収額ですが、低学年は1食当たり平均単価を切り上げていますが、夜間学級は切り下げています。2捨3入かなと思いましたが、必ずしもそうではないようです。これ

はどうしてですか。

- **学務課長** 給食協議会のご意向で、端数を揃えました。
- **横井委員長** わかりました。

### 報告事項第3

「学力向上を図るための3か年計画について」、資料3のとおりすみだ教育研究所が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **教育長** このような計画を作るのは初めてです。昨年、議会からも指摘がありましたとおり、学力の現状は大変厳しい状況です。抜本的な対策を講じるべきだということで、事務局でこのようにまとめさせていただきました。今日までの予算委員会の質疑でも結果を求められています。
- **横井委員長** 先生たちの意識も重要だと思いますが、この計画を実施することによって、学力向上になると良いです。指導室は何か付け加えることがありますか。
- **指導室長** 今日の副校長会でも、区、都、全国の調査結果をきちんと分析してください。と、お話ししました。データは膨大ですが、ポイントをしっかりと見てこの学校、この学年はどこが課題なのかをはっきりさせて、共通理解し共通実践させるということが大事という内容です。3か年計画の元になるのがこのような分析だと思います。
- **教育長** 学校によっては、目標値を評価別、学習環境別に掲げている学校がありますが、すべての学校ではありません。昨年の議会でも指摘がありましたとおり、学力の現状は大変厳しい状況にあります。そうした中で抜本的な対策を講じるべきだということで、事務局でこのようにまとめさせていただきました。これからは、各学校への動機付けとして目標を掲げていただくことが大事かと思います。そのことについて、予算委員会でも話がありましたが、私としてもこのような方向で各学校に対応していきたいと思います。
- **雁部委員** 今、教育長がおっしゃった目標を定めるということが大事だと思います。やはり、各学校の学力向上に対する施策についての情報教育ができていないと思います。たとえば、ある学校である取り組みをして、成果がでた場合、この情報を共有することが、墨田区の学力向上になると思います。例えば、1校が良くなっても、1校が下がった場合、平均をとるので、学力アップにはつながらない。全体をあげないといけない。成果のあった情報は共有して学力向上につなげていくと良いと思います。
- **教育長** 読む力、書く力で課題があります。重点的に取り組んでいる学校は、やはり点数が伸びています。そのような取り組みをしていない学校は、重点的に取り組んでいる学校を見習うということが、大事です。そうした事例も私たちがイニシアティブをとって、各学校に紹介をしていきたいと思っています。
- **すみだ教育研究所** ここに記載してある教育委員会の取り組みのほか、学校独自で良い取り組みを行っています。その学校の取り組みを把握し、他の学校に周知していきたいと思います。
- **横井委員長** 25年度重点実施は、26年度も視野に入れて実施するということですね。年度ごとに区切りがあるのではなく、継続し見通しを持った実践をするということですね。
- **すみだ教育研究所** はい。そのとき、そのときにやっていくのではなくて、この3年間の流れを考えて、重点実施、実施、一部実施を考えました。
- **鈴木委員** 学校だけではなく、家庭学習も大切です。重点実施にはなっていないけれど、例えば、

学習教材のインターネット配信は家庭による差は大きいと思います。やはり雁部委員がおっしゃったように、頑張ったモデルケースを共有していけたらよいのではないかと思います。

- **横井委員長** 他によろしいでしょうか。以上で予定の議決事項、報告事項は終了しました。その他に何かございますでしょうか。

## その他

- **阿部委員** 今年1月、いじめ会議の有識者からいじめについての提言をいただきました。新年度がはじまりますので、この提言を具体的にどのように実現していくかが課題になります。ひとつは、どのようにしていじめを認知していくか。二つ目は実際にいじめが起きた場合はどのように対処していくか。新年度の予算はどのようになっていますか。
- **指導室長** 予算の件ですが、教育委員さんからの意見と有識者会議の提言を踏まえまして、教育相談の充実として、小・中学校に都費のスクールカウンセラーが週1回8時間全校配置になりました。それに加えて小学校では12学級以上、中学校では9学級以上の学校に対して、週1回8時間墨田区区費負担のスクールカウンセラーを配置することとなりました。この学級数の該当は小学校16校、中学校8校該当しています。都費負担のカウンセラーに加えて区費負担のカウンセラーも週1回配置します。また、スクールソーシャルワーカーですが、活動日数を540時間から1080時間に倍増しました。家庭と学校の連携機関をつなぐ役割として、福祉の立場として活用していきたいと思います。さらに、いじめ問題に専門的な知識経験を持つ学識経験者や臨床心理士等がいじめ問題アドバイザーとして委嘱して重大ないじめが発生した際には、その対応に対して助言を求め、必要に応じて学校を訪問し、学校における対応においても直接支援していただきたいと考えています。また、児童・生徒の対人関係の状況や、学級集団への適用状況を把握する教育心理検査も小・中全校で実施していきます。指導にあたる教職員の研修に関しては、予防や解決にあたって必要な児童・生徒の状況把握能力、集団の把握、統率能力、児童生徒への適切な指導、支援能力、保護者等への対応能力を育成するためにできるだけ多くの教員を対象として研修会を実施していきます。学校に対しては、既に教職員向けのリーフレットを配布していますが、担任が一人で抱えこまないように組織的に対応することや、いじめ防止の取り組みとして、道徳教育の充実、学級経営の充実、早期発見、早期対応としての指導、助言をしていきます。保護者地域に対しても「いじめをしない、させない学校家庭地域づくりのために」というリーフレットを配布しましたが、いじめの早期発見、早期対応のために、家庭において、心がけたいことと、子どもの変化に気づいたとき、どのような対応をしたらよいかということ、いろいろな場面で啓発していきます。また、必ず保護者や地域の方が集まる集会等では、いじめの問題を話して家庭でも地域でも取り組んでほしいことを話していきたいと思います。
- **雁部委員** 朝日新聞2月21日の記事にとっても良いことが書いてありました。やはり、いじめ問題を解決するためには、学校を支える人を増やさなければいけない。人的な援助が必要になっていきます。ぜひ子どもの教育には予算を使っていただきたい。次に、私なりのいじめに対する定義です。インフルエンザにたとえるとわかりやすいと思いますので、書いてみましたので、参考にしていたらと思います。
- **阿部委員** 新聞記事の中に載っているのですが、世田谷区は、いじめの通報と相談の第三者機関をつくることになっています。いじめる側といじめられる側の言い分が違ったり、事実を把握するこ

とが大変な作業になります。現場の先生では難しくなったときにすぐに行動できるようなチームを作っておかないと問題が大きくなり、解決できなくなってしまう。解決したとしても傷が残ってしまう。中立公平な話を聞くようなチームがあるといいのではないかと思います。

- **横井委員長** 先ほど指導室長のお話でアドバイザーの話が出ましたが、それが比較的これに近いかと思えます。常駐しているのか、あるいは何かのときにチームを作るのか、どのようになっていますか。
- **指導室長** 常駐ではありませんので、いじめが発生したときにチームをつくります。
- **横井委員長** 最初の窓口が指導室になるのですね。
- **阿部委員** いじめられている側が言い出せないときにソーシャルワーカーにはどのように相談するのか。相談したことがわかってしまったら、それに対する影響が出てしまう。例えば匿名で電話で相談できる等の配慮をしないといけないと思えます。
- **鈴木委員** 第三者機関が良いと思うことは、やはり組織と組織をつなぐ人がなかなかいないので、それぞれが頑張っているのだけれど、そこをつなぐ人がいない。逆に言うと、子どもが匿名でも相談ができる。例えば殴られたり蹴られたりすると小児科に来ます。変だと思って聞くと実は・・・と出てくる。では、どこに言えばいいかという、学校に言えば問題が出てくる。第三者機関的なものがあると良い。
- **横井委員長** お医者さんや家庭ということが児童相談所のような役割になるのですね。
- **指導室長** 専門の相談機関は、東京都の中にヤングテレホンコーナー、区では、スクールサポートセンター、教育相談室があります。保護者の方にリーフレットなどを配布しています。どこにも相談できずに困っている場合は、このようなところに相談していただければこちらに情報が入ってきます。
- **雁部委員** 例えば、いじめを「インフルエンザ」に例えると「インフルエンザ」が流行するとどうするかという、まず学校では、手洗い、うがい、マスク着用。家庭には注意喚起をする。予防するための手立てをする。いじめでは、兆候があるのかないのか、担任と先生の判断になり、周りが気づいても無関心。予防する認識が欠如しているので、放置をすると解決策が必要になってくる。「インフルエンザ」の解決には、医者に行き薬をもらい、点滴を受ける。本人は自宅で静養する。いじめの場合は、担任の先生、校長、副校長、カウンセラー、ソーシャルワーカーなど、とにかく学校関係者全体でいじめをなくそうとしないといじめはなくなる。「自宅で静養する」は、問題になった子どもは別室で授業を受けさせ教育して、また教室に戻す。と、いうことをやってもいいと思う。クラスの中だけで解決するのは難しい。そのように問題解決に取り組むことが大事だと思います。先ほどの第三者機関ですが、プロジェクトチームを作り学校に自由に入出りできる権限を持ち、学校全体を回れるようにする。ぜひ、実行していくことが大事だと思います。
- **横井委員長** 他によろしいでしょうか。では、以上で教育委員会を閉会いたします。